

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神崎町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	105.85%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.11%
全職員	92.54%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.69%
本庁課長補佐相当職	96.38%
本庁係長相当職	119.76%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.71%
31～35年	100.98%
26～30年	94.37%
21～25年	88.97%
16～20年	85.19%
11～15年	92.9%
6～10年	91.69%
1～5年	100.39%

【説明欄】

・ 2. (1) 役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には職員がいないため、「—」と記載する。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表となる年までの年度単位で算出している。